

みなかみ町長の不信任決議案に対する

日本共産党議員団の対応について

2018年6月6日 日本共産党利根沼田地区委員会

5月2日の新聞報道でみなかみ町長のセクハラ問題が報道され、5月10日に開かれた臨時町議会で町長に対する辞職勧告決議案が提案され、日本共産党の2人の議員を含め全会一致で可決されましたが、町長は、引き続き町長の職にとどまり辞職の意思を見せませんでした。

日本共産党利根沼田地区委員会では、みなかみ町の2人の党議員も参加し、繰り返し町長のセクハラ問題について議論し、6月定例町議会で町長の辞職を求める一般質問をおこなうことを決め準備をすすめ、町長の辞職を求めることになっていました。

その後もいかなるケースにおいてもセクハラは、許されるものではなく、「町長はただちに辞任するべき」という見解を明らかにしてきました。

6月5日開会の6月定例町議会で、町長に対する不信任決議案が提出される動きがあることから、直前に開いた会議でも「不信任決議案には賛成すること」をあらためて確認し、町長の辞任を求めることを決定しました。

ところが、議会開会冒頭に提案された「不信任決議案」に党議員2人は反対し、党の決定とちがう態度をとり、多くの町民のみなさんの信頼を損ねる結果となりました。日本共産党利根沼田地区委員会は、町民のみなさんの期待を裏切ってしまったこと、心よりお詫び申し上げます。

日本共産党は、「いかなるケースにおいてもセクハラは許されない」という立場で、全国で同様の問題が起こった場合は、責任をきびしく追及していきます。

今回の「態度変更」を独断で決めた議員団長の責任は、極めて重大です。よって議員団長は、議員辞職することになりました。

日本共産党利根沼田地区委員会は、2人の議員に対する指導が不十分であったことを深く反省し、二度とこうしたことをおこさないよう議員に対する指導、決定の遵守をあらためて徹底します。

また、これからも町長のセクハラ行為は許さず、「ただちに辞職を」求める活動に努めて参ります。